

月二十八日迄の期限を附し强硬なる態度を以て一噸平均三十錢の一割五分値上を容認するや否や關係會社宛回答を求めたのである。然るに大阪商船外數社を除き何等回答がないので、三月一日更に沖仲仕及組合を代表して各社に督促するところあり、若し要求に應ぜざる時は各代理店に對する沖仲仕の供給を拒絶することを申合するに至つたのである。

法人協調會福岡出張所